

日本ユーフォニアム・チューバ協会

規約書

1. 名称 この協会の名称を、日本ユーフォニアム・チューバ協会 (Japan Euphonium Tuba Association、略称J.E.T.A.)と称す。
2. 所在地 この協会の本部を東京都日野市日野1111 1-E508 岡村由香里内に置く。
3. 目的 我国のユーフォニアム・チューバ界の向上発展と内外のユーフォニアム・チューバ奏者相互の友好親睦を目的とする。
4. 事業 この協会は前条の目的達成のため、次の事業を随時実施する。
 - (1)会報等による情報発信、会員証の発行
 - (2)フェスティバル、シンポジウム、コンクールの開催
 - (3)音楽会、講習会の後援
 - (4)海外ユーフォニアム・チューバ奏者及びその関連団体との交流
 - (5)国内に於ける他の楽器の協会及びその関連団体との交流
 - (6)その他、この協会の目的達成のために必要なすべての事業

5. 会員 この協会の主旨に賛同し、規定の会費を納入した者を会員とし、次の基準を置く。

(1)A会員：職業演奏家及び教育者

(2)B会員：一般

(3)学生会員：学校教育法が定める学校教育施設及び専修学校等に在籍する者、及び、それに準ずる者と理事長が判断した者

(4)名誉会員:我国のユーフォニアム・チューバ界に功績があり、常任理事会により推薦された者

(5)賛助会員:この協会の主旨に賛同し、常任理事会により推薦された個人及び事業団体等

6. 退会 会員が死亡したとき、自ら退会を届け出たとき、会費未納時の督促に応じない時、著しく当協会の名誉を傷つける言動のあった場合、反社会的勢力の構成員またはそれに関係すると判明した場合、会員の資格を失う。

7. 役員 この協会に次の役員を置く。

(1)理事長 1名

(2)副理事長 2名

(3)常任理事 若干名

8. 監査 この協会に監査を2名置く。

9. 理事 この協会に若干名の理事を置く。

10. 名誉会長 この協会に1名の名誉会長を置くことができる。

11. 名誉副会長 この協会に1名の名誉副会長を置くことができる

12. 顧問 この協会に若干名の顧問を置くことができる。

13. 任免 この協会の役員等の任免は下記の規定によって行う。

(1)役員は総会に於いて、A・B会員の中から推薦され、総会出席者の過半数の信任を得て選出される。

(2)理事長/副理事長の任期は1期4年とし、最大2期8年までの再任を可能とする。

(3)理事長/副理事長を除く常任理事の任期は1年とし、再任を妨げない。

(4)理事は常任理事会がA・B会員の中から委嘱し、会の円滑な運営を補佐する。

(5)常任理事会は運営の円滑を計るため、事務局を設置する。

(6)名誉会長、名誉副会長は常任理事会が名誉会員の中から委嘱し、任期は無期、会費及び臨時会費は徴収しない。

(7)顧問は常任理事会が委嘱し、任期は無期、会費及び臨時会費は徴収しない。

14. 運営 この協会はA・B会員によって運営される。

(1)総会：1年に一回理事長が招集する。必要があれば臨時総会を持つ事が出来る。総会は協会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。

(2)常任理事会:理事長、副理事長、常任理事によって構成され、必要に応じて随時開催する。

(3)理事会：常任理事及び理事によって構成され、必要に応じて随時開催する。

(4)議決：会議の議長は出席者の中から選任し、議決は出席者の過半数をもって決する。

(5)事務局：理事長に直属し、総会及び常任理事会の決定に基づき会務を執行する。

15. 会計及び会費 この協会の経費は会費、寄付金、助成金、その他の収入を以てこれにあてる。

(1)会費:この協会の会費は次の通りとする。

[1] A会員 8,000円 (年額)

[2] B会員 4,000円 (年額)

[3] 学生会員 3,000円 (年額)

[4] 名誉会員 特に会費は徴収しない

[5] 賛助会員 年4回の会報広告スペースを次の条件で

提供する。一口A4の4/1 (横長帯サイズ)

一口22,000円、二口44,000円、三口60,000円、四口70,000円

(2)会費の納入:会費は毎年4月末日までに納入されていなければならない。A/B/学生会員の会費納入は自動口座振替によって行うものとする。事業の内容によってはその都度随時臨時会費を徴収することもある。一度納入された会費はいかなる場合も返却しない。

(3)会費の減免:自己の帰責事由なく会費の支払いが困難な会員については、会費の減免を行う事ができる。その決定は常任理事会の審議に基づき、理事長が最終決定を行う。

(4)協会運営費として、その運営(実務)に携わる者には人的経費を支払う。

(5)当協会の主旨に沿う目的と常任理事会が認めた場合は、他団体主催の催しへの協力を行う。

(6)会計年度:この協会の会計年度は5月1日より翌年4月30日までとする。

随則

(1)本協会の運営の細目については、常任理事会により決定する。

(2)会則及び規約の改正については、総会の議決を必要とする。

(3)この規約は1985年12月1日より実施する。(1992年4月19日、1995年6月17日、2001年4月29日、2003年4月29日、2006年4月29日、2012年4月29日、2015年4月29日、2016年5月8日、2017年5月14日、2018年6月3日一部改定)